

第1 審査会の結論

平成25年6月17日付けの「平成20年度から平成24年度までの非公表とした懲戒処分関係文書（懲戒処分の過程が分かる文書を含む。）」についての開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成25年7月31日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書の部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「処分を取り消すとの決定を求める」との主張を行っている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、おおむね次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は憲法違反・人権侵害・違法・不当である。
- (2) 99パーセント黒塗りを出すとは時代錯誤も甚だしい官尊民卑である。
- (3) 公務員執行中の公務員に匿名はない。参与員は教育次長をはじめ全員名前を公表すべきである。
- (4) 学校が作った嘆願書のテンプレートができており本人家族に署名捺印を書くように強制しているように見え、重大な人権侵害である。
- (5) 和歌山県教育委員会では戒告まで含め原則学校名や氏名を公表し、セクハラでも地域及び年齢を出している。それでも異論や不都合の声は無い。

3 部分開示決定に係る理由説明書に対する意見の要旨

実施機関による部分開示決定理由説明書に対する意見として、異議申立人が主張している内容は、おおむね次のように要約される。

- (1) 条例を盾に取り憲法の国民の知る権利（人権）を侵害している。
- (2) 被害者から宮崎県は裁判を受ける権利（人権）を侵害しているとともに、県庁職員を刑事裁判にかけず身内の卑劣な犯罪を隠微している。
- (3) 公務執行中の公務員、公務に準ずる職員の公務に原則としてプライベートはなく公費で集めた情報は県民に原則開示すべきである。
- (4) 学校で暴行傷害の犯罪の事実があれば捜査機関に通報するのは公務員の義務であり、実施機関の担当職員は法令遵守違反である。
- (5) 京都府情報公開審査会では体罰は公務執行の過程で発生していることから公開すべきだと答申を出している。
- (6) 公立高校での体罰は公務員の職務上の不法行為であり、プライバシーには当たらないとし、被害生徒と家族を除いて、事件の内容、教師、学校名、事件への対応を全て公開せよとした大阪高裁判決もある。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、理由説明書において述べている内容は、次のとおりである。

1 不開示とした部分

- (1) 会議録に記載されている委員及び事務局の発言内容や発言した委員の姓・職名
- (2) 会議資料中の処分対象となった事実及び処分量定の考え方の一部
- (3) 懲戒処分決定までの文書である処分案、職員事故報告書及び事実申立書等の一部

2 不開示とした理由

- (1) 宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号該当性について
会議録、処分案、職員事故報告書及び事実申立書等に記載されている被処分者等に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
- (2) 条例第7条第6号該当性について
会議録に記載されている委員及び事務局の発言内容や発言した委員の姓・職名は、内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより会議での率直な意見の交換が損なわれるものであるため。
- (3) 条例第7条第7号該当性について
会議録、処分案、職員事故報告書及び事実申立書等に記載されている処分案等の情報は、実施機関が行う人事管理に係る事務に関する情報であり、公にすることにより、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるものであるため。
- (4) 異議申立ての理由について
異議申立人は、公文書部分開示決定の取消しを求め、異議申立てに係る処分は、憲法違反、人権侵害等であり、99%黒塗りを出すとは時代錯誤も甚だしい官尊民卑である旨主張する。
しかしながら、会議録、処分案、職員事故報告書及び事実申立書等に記載されている被処分者等に関する情報については、第3の2(1)、(3)記載のとおり条例第7条第2号及び同第7号に該当する。
また、会議録に記載されている委員及び事務局の発言内容や発言した委員の姓・職名は、条例第7条第6号の不開示情報に該当するものである。

第4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年9月6日	諮問を受けた。
平成25年10月11日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。

平成25年10月21日	異議申立人から「理由説明書」に対する意見書の提出を受けた。
平成25年12月11日	諮問の審議を行った。
平成26年2月13日	諮問の審議を行った。

第5 審査会の判断理由

1 審査内容等について

異議申立人は、本件決定の取消しを求めており、実施機関は、部分開示決定の理由について、条例第7条第2号、同条第6号及び同条第7号に該当すると主張しているため、インカメラ審理（実施機関の行った部分開示決定について迅速かつ的確に判断するために、審査会の委員が部分開示決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと）により、不開示情報の該当性について検討を行うこととした。

2 対象公文書について

異議申立てに係る対象公文書は、平成20年度から平成24年度までの非公表事案となった、教育庁職員の懲戒処分について決定した文書（教育委員会の議事録等を含む。）で、平成20年度2件、平成23年度1件及び平成24年度1件の合計4件の事案に関連する文書である。その内容は、別表1の本件対象公文書1から64のとおりである。

3 条例の趣旨について

(1) 条例第3条

条例第3条は、「実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例の解釈及び運用を行うに当たっての基本的な考え方を定めている。

(2) 条例第7条第2号

ア 本号は、条例第3条後段で「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とされていることを受けて、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

イ 個人のプライバシー概念は抽象的であり、その具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり類型化することは困難であることから、本号では個人に関する情報を、特定の個人が識別さ

れ又は識別され得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報とし、不開示にすることを定めたものである。（個人識別型）

ウ 本号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報から特定の個人を識別させる情報がない情報、又は特定の個人を識別させる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとしている。

エ しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除き、本号ただし書に規定している。

オ 本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報・・・ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する個人に関する情報から除くことを規定している。

(3) 条例第7条第6号

本号は、「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの」等を不開示とすることを定めたものである。行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

(4) 条例第7条第7号

ア 本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

イ これは、事務又は事業の性質に着目し、行政が行う事務又は事業の適正な執行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする要件を定めたものであり、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる場合も含まれる。

ウ 本号エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」を不開示として規定している。

4 判断

当審査会は、本件対象公文書の開示の可否について、別表1の「審査会の判断」

のとおり判断した。以下にその理由を述べる。

(1) 本件対象公文書 1、17、32 及び 53 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の教育委員会の会議録であり、発言した委員の姓・職名のほか、被処分者の氏名（ただし、対象公文書 1 及び 17 を除く。）・学校名（ただし、対象公文書 1、32 及び 53 を除く。）・勤務状況、非違行為の事実に関する部分、懲戒処分の量定の判断に伴う意見、質疑応答に関する内容等が記載されている。

イ 本件対象公文書には、被処分者氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童・生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

なお、被処分者氏名等の特定の個人を識別できる情報は、公になっている事実が認められないことから本号ただし書アに該当せず、当該非違行為が公務員の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

ウ また、懲戒処分の量定の判断等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第 7 条第 7 号エに該当する。

エ そして、このような会議録を公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、記者発表等で公になっている部分及び議事進行に係る部分以外は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

よって、不開示とした部分は、イからエのとおり不開示が妥当である。

(2) 本件対象公文書 3、19、34 及び 55 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の教育委員会の会議資料であり、被処分者の氏名、所属名、処分対象となった事実概要等が記載されている。

イ 本件対象公文書には、被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ また、処分量定の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第 7 条第 7 号エに該当する（ただし、対象公文書 19、34 及び 55 を除く。）。

よって、不開示とした部分は、イ及びウのとおり不開示が妥当である。

(3) 本件対象公文書 5、16、20、24、25、26、31、35、39、40、41、46、47、48、51、52、57 及び 64 について

本件対象公文書は、各年度毎の職員の懲戒処分に係る通知文、事故報告に係る進達文書、報告書、内申書であり、被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は、不開示が妥当である。

(4) 本件対象公文書 6、21、36、49 及び 58 について

本件対象公文書は、各年度毎の被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者氏名等が記載されていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は不開示が妥当である。

(5) 本件対象公文書 7、22、37、50 及び 59 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の辞令とともに被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者氏名、処分事由等が記載されている。

イ 本件対象公文書には、被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は不開示が妥当である。

(6) 本件対象公文書 8、23、38 及び 60 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の処分予定者の処分を検討するための資料であり、処分予定者の状況、関係生徒の情報、学校情報、事案の概要、処分の考え方等が記載されている。

イ 本件対象公文書には、教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童・生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ また、処分の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第 7 条第 7 号エに該当する。

よって、不開示とした部分は、イ及びウのとおり不開示が妥当である。

(7) 本件対象公文書 9、27、42 及び 61 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の職員の事故報告書であり、職員名、学校名、詳細な非違行為の内容、今後の措置、その他参考事項等が記載されている。

イ 本件対象公文書には、教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童・生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は、不開示が妥当である。

(8) 本件対象公文書 10、11、28、29、43 及び 62 について

ア 本件対象公文書は、各年度毎の非違行為を行った職員又は被害に遭った児童・生徒若しくはその家族からの事実申立書、申立書、嘆願書である。

イ 本件対象公文書には、職員と児童・生徒とのこれまでの関係又は関係者の心情等が詳細に記載されており、関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、

公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は不開示が妥当である。

(9) 本件対象公文書12、13、14、15、30、44、45及び63

ア 本件対象公文書は、各年度毎の職員の非違行為に対する事実の確認、当時の状況等を整理するために作成された文書である。

イ 本件対象公文書には、関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、不開示とした部分は不開示が妥当である。

(10) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件決定を憲法違反、人権侵害等主張しているが、これらのことは、当審査会で判断し得るところではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別表 1)

年度	本件対象公文書	内容	審査会の判断
H 24	1 平成 24 年度 第 11 回教育委員会 会議録	第 1 1 回教育委員会の会議録であり、発言した委員の姓・職名のほか、被処分者の勤務状況、非違行為の事実に関する部分、懲戒処分の量定の判断に伴う意見、質疑応答に関する部分等が記載されている。	非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから条例第 7 条第 2 号本文に該当する。 なお、当該情報は、公になっている事実が認められないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。 また、懲戒処分の量定の判断等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第 7 条第 7 号エに該当する。 そして、このような会議録を公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、記者発表等で公になっている部分及び議事進行に係る部分以外は、条例第 7 条第 6 号に該当する。よって、以上の箇所は不開示が妥当。
	2 会議出席者	第 1 1 回教育委員会の開催期日・時刻、出席委員の氏名、参与員の職名等が記載されている。	全部開示
	3 議題第 45 号 教職員の懲戒処分について	第 1 1 回教育委員会の会議資料であり、被処分者の氏名、所属名、職名、処分案、処分対象となった事実概要等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 また、処分量定の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第 7 条第 7 号エに該当し、以上の箇所は不開示が妥当。
	4 記者発表事項	教職員の懲戒処分に関する記者発表事項が記載されている。	全部開示

5 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から学校宛の通知文であり、被処分者の氏名、学校名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって当該箇所は不開示が妥当。
6 辞令(案)	被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者氏名、懲戒処分の内容等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって当該箇所は不開示が妥当。
7 処分事由説明書	被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者氏名、処分事由等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって当該箇所は不開示が妥当。
8 生徒への不適切な指導等に係る処分(案)	処分予定者の処分を検討するための資料であり、処分予定者の状況、関係生徒の情報、学校情報、事案の概要、処分の考え方等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、講師と関係生徒等との関係等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 また、処分の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当し、以上の箇所は不開示が妥当。
9 職員事故報告書	学校から実施機関宛の事故報告書であり、職員の職・氏名、主な担当業務、事故の概要、今後の処置、その他参考事項等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
10 事実申立書 (2通)	講師及び生徒が自署した事実の申立てであり、事案の詳細な	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人

	内容等が記載されている。	を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
1 1 申立書	生徒及び保護者が自署した申立書であり、非違行為に対する公表等についての希望が記載されている。	生徒や保護者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
1 2 職員事故報告資料	詳細な事故の内容及び経緯等が記載されている。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
1 3 目撃証言の現場検証	関係生徒の証言をもとに現場検証を行った内容、生徒からの聴取内容等が記載されている。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
1 4 ○○講師への質問事項について	講師に対してなされた、講師本人に関する一般的な質問、生徒との関係に関する質問等が記載されている。	関係者の氏名等特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係者の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
1 5 ○○講師の生徒への不適切	講師と生徒との関係、不適切な指導等の状況に関する生徒へ	被害生徒の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係生徒の心情等特定の

	な指導等に関する質問事項について (6通)	の質問事項等が記載されている。	個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
	16 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から宮崎県人事委員会への通知文であり、被処分者の氏名・生年月日・住所・学校名、処分の内容、処分年月日等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
H 23	17 平成23年度第6回教育委員会 会議録	第6回定例教育委員会の会議録であり、発言した委員の姓・職名のほか、被処分者の学校名・勤務状況、非違行為の事実に関する部分、懲戒処分の量定の判断に伴う意見、質疑応答に関する部分等が記載されている。	<p>非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから条例第7条第2号本文に該当する。</p> <p>なお、当該情報は、公になっている事実が認められないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。</p> <p>また、懲戒処分の量定の判断等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当する。</p> <p>そして、このような会議録を公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、記者発表等で公になっている部分及び議事進行に係る部分以外は、条例第7条第6号に該当する。よって、以上の箇所は不開示が妥当。</p>
	18 会議出席者	第6回定例教育委員会の開催期日・時刻、出席委員の氏名、参与員の職名等が記載されている。	全部開示
	19 会議資料	第6回定例教育委員会の会議資料であり、被処分者の氏名・所属名・職名、処分案、処分対象となった事実概要等が記載さ	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれて

	れている。	いることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
20 職員の懲戒処分について(通知)	実施機関から所管する教育委員会宛の通知文であり、被処分者の氏名・学校名等が記載されている	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
21 辞令	被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者の氏名・学校名、懲戒処分の内容等が記載されている。	被処分者の氏名等の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
22 処分事由説明書	被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者の氏名・学校名、処分事由等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
23 ○○の児童生徒へのセクシャル・ハラスメントに係る処分等(案)	処分予定者の処分を検討するための資料であり、処分予定者の状況、学校情報、事案の概要、処分の考え方等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 また、処分の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当し、以上の箇所は不開示が妥当。
24 職員の事故報告書について(進達)	所管する教育事務所から実施機関宛の進達文書であり、講師の氏名、学校名等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
25 職員の事故について(進達)	所管する教育委員会から所管する教育事務所への進達文書で	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に

	あり、講師の氏名・学校名等が記載されている。	該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
26 職員の事故について(報告)	学校から所管する教育委員会への報告書であり、講師の氏名・学校名、事故発生の場所等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
27 職員の事故報告書	事故発生に係る報告書であり、詳細な事故の内容、経緯、校長等の所見等が記載されている。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、関係生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。よって、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
28 事実申立書	講師本人作成の申立書であり、具体的な非違行為の内容、心情等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、講師の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
29 嘆願書	被害生徒の家族から実施機関宛の嘆願書であり、家族の氏名、住所、嘆願の内容等が記載されている。	家族の氏名、住所等特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書きのいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
30 事実確認書	事実申立書の内容に関して講師本人に対して聴取した確認内容等が詳細に記載されている。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、講師の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。

	3 1 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から、所管する教育事務所宛の通知文であり、所管する教育事務所名等が記載されている。	所管する教育事務所名を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当である。
H20	3 2 平成20年度 第12回教育 委員会会議録	第12回教育委員会の会議録であり、発言した委員の姓・職名のほか、被処分者の氏名・勤務状況、非違行為の事実に関する部分、懲戒処分の量定の判断に伴う意見、質疑応答に関する部分等が記載されている。	被処分者氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第7条第2号本文に該当する。 なお、被処分者氏名等の個人を識別できる情報は、公になっている事実が認められないことから本号ただし書に該当せず、当該非違行為等が公務員の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。 また、懲戒処分の量定の判断等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当する。 そして、このような会議録を公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、記者発表等で公になっている部分及び議事進行に係る部分以外は、条例第7条第6号に該当する。よって、以上の箇所は不開示が妥当。
	3 3 会議出席者	第12回教育委員会の開催期日・時刻、出席委員の氏名、参与員の職名等が記載されている。	全部開示
	3 4 議題第55号 教職員の懲戒 処分について	第12回教育委員会の会議資料であり、被処分者の氏名・学校名・職名、措置案、処分対象となった違反概要等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。

35	職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から所管する教育委員会宛の通知文であり、教諭の氏名・学校名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
36	辞令(案)	被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者の氏名、懲戒処分の内容等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
37	処分事由 説明書	被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者の氏名、処分事由等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
38	〇〇の児童生徒へのセクシャル・ハラスメントに係る処分(案)	処分予定者の処分を検討するための資料であり、処分予定者の状況、学校情報、事案の概要、処分の考え方等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 また、処分の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当し、以上の箇所は不開示が妥当。
39	教職員の事故報告書について(進達)	所管する教育事務所から実施機関宛の進達文であり、講師の氏名、学校名等が記載されている。	講師の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
40	職員の事故について(内申)	所管する教育委員会から所管する教育事務所宛の文書であり、学校名等が記載されている。	学校名等を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
41	職員の事件に	学校から所管する教育委員会	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報が

	について(報告)	宛の報告書であり、教諭の氏名等が記載されている。	含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
4 2	職員の事件状況報告書	職員の起こした事件の概要、加害教諭の状況、被害児童の状況、校長等の所見等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害児童の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
4 3	事実申立書	教諭が自署している申立書であり、非違行為の内容等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、教諭の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
4 4	時系列による事件のまとめ	事件発覚からの経緯、本人からの聞き取り内容等が時系列で記載されている文書である。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、被害児童の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報となっていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
4 5	〇〇教諭への聞き取り	教諭本人から聞き取った事件の詳細な内容、教諭の心情等が記載されている。	関係者の氏名等の特定の個人を識別できるもの及び非違行為の内容、教諭の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報となっていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
4 6	職員の懲戒処分について(通知)	実施機関から所管する教育事務所宛の通知文であり、所管する教育事務所名等が記載されている。	所管する教育事務所名を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は

			不開示が妥当である。
	4 7 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から宮崎県人事委員会宛の通知文であり、被処分者の氏名・住所・学校名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
	4 8 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から所管する教育委員会宛の通知文であり、被処分者の氏名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当
	4 9 辞令(案)	被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者氏名、懲戒処分の内容等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
	5 0 処分事由 説明書	被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者氏名、処分事由等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
	5 1 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から所管する教育事務所宛の通知文であり、所管する教育事務所名等が記載されている。	所管する教育事務所名を開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書きのいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当である。
	5 2 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から宮崎県人事委員会宛の通知文であり、被処分者の氏名・住所・学校名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
H20	5 3 平成20年度 第3回教育委員会 会議録	第3回教育委員会の会議録であり、発言した委員の姓・職名、被処分者の氏名・勤務状況、非違行為の事実に関する部分、懲	被処分者氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

	戒処分 of 量定の判断に伴う意見、質疑応答に関する部分等が記載されている。	情報が含まれていることから条例第7条第2号本文に該当する。 なお、被処分者氏名等の個人を識別できる情報は、公になっている事実が認められないことから本号ただし書アに該当せず、当該非違行為等が公務員の職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。 また、懲戒処分 of 量定の判断等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当する。 そして、このような会議録を公開することで、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれると認められることから、記者発表等で公になっている部分及び議事進行に係る部分以外は、条例第7条第6号に該当する。よって、以上の箇所は不開示が妥当。
5 4 会議出席者	第3回教育委員会の開催期日・時刻、出席委員の氏名、参加員の職名等が記載されている。	全部開示
5 5 議題第10号 教職員の懲戒処分について	第3回教育委員会の会議資料であり、被処分者の氏名・学校名・職名、措置案、処分対象となった違反等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 よって、当該箇所は不開示が妥当。
5 6 記者発表事項	教職員の懲戒処分に関する記者発表事項が記載されている。	全部開示
5 7 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から学校宛の通知文であり、被処分者の氏名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
5 8 辞令(案)	被処分者に対して交付された懲戒処分に係る辞令であり、被処分者氏名、懲戒処分 of 内容等	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない

	が記載されている。	い。よって、当該箇所は不開示が妥当。
59 処分事由 説明書	被処分者に交付された処分事由説明書であり、被処分者氏名、処分事由等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
60 ○○の生徒へのセクシャル・ハラスメントに係る処分等(案)	処分予定者の処分を検討するための資料であり、処分予定者の状況、学校情報、事案の概要、処分の考え方等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。 また、処分の考え方等人事管理に関する情報が含まれていることから、条例第7条第7号エに該当し、以上の箇所は不開示が妥当。
61 職員事故 報告書	学校から実施機関宛の報告書であり、職員の氏名・年齢、事故の概要、今後の処置等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び教諭の身体の状態等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
62 事実申立書	教諭が自署している申立書であり、非違行為の内容等が記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、教諭の心情等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
63 懲戒処分(○)に係る公表 について	懲戒処分の公表について検討した文書であり、生徒の状況等が詳しく記載されている。	教諭の氏名等の特定の個人を識別できる情報及び非違行為の内容、被害生徒の状況等特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

		り、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。
6 4 職員の懲戒処分について (通知)	実施機関から宮崎県人事委員会宛の通知文であり、非処分者の氏名・生年月日・住所・学校名等が記載されている。	被処分者の氏名等の特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、当該箇所は不開示が妥当。